

## 4

## 検査事業者認定

### 4.1 設置経緯

#### 4.1.1 設置の趣旨と過程

溶接部の放射線透過検査に対して、1955（昭和30）年にはすでに、JISその他の規格が適用されているが、実際の製品においては、検査方法あるいは可否の判定に多大の問題があるため、当協会ではこの問題を解決するため「放射線検査委員会」を設置することとした。

1963（昭和38）年1月から設置の準備が進められ、同年5月30日付で設置の案内が会員に送付され、第1回の委員会は、同年6月28日に神田佐久間町の溶接センター会議室で開催された。

放射線検査委員会は略称を「RAC（Radio-graphic Inspection Approve Committee）」と呼ばれ、初代の委員長は柴田晴彦、副委員長は手塚敬三で、その他6名の委員を含め8名で構成されていた。なお、具体的な作業を行う下部組織として、仙田富男委員を小委員長とする判定小委員会（CR小委員会）が作られ、同年1月26日の第1回判定小委員会から活動を開始した。メンバーは寺田（鉄道技術研究所）、榊（運輸技術研究所）及び松山（都立工業奨励館）であり、この委員会は原則として毎週土曜日の午後に会合した。

#### 4.1.2 当初の技術活動

(1) 溶接部放射線透過写真等級分類方法の検討  
放射線検査委員会の会則には、事業として、  
製品別及び部分別に対する溶接部放射線透過写真による可否基準の判定並びにそのため

の調査研究

放射線検査の実施並びにその技術指導

放射線透過写真の等級判定の実施並びにその技術指導

その他委員会の目的達成に必要な事項の4項目が記されているが、当初は 項の透過写真の等級分類及びその製品の溶接部の評価を行うことを重点に取り上げた。

判定小委員会は、判定を行う際の間違いをなくし、個人差を少なくする方法の確立に努力した。

当時は溶接欠陥の判定の基準として、一般にJIS Z 2341「金属材料の放射線透過試験方法」が用いられていたが、この規格に定められた方法に従って、多数の人が同一の透過写真の等級分類を実際に行ってみると、異なった等級になる場合が少なくなかった。

この原因としては、欠陥の見落とし、規格の解釈の相違及び観察方法の相違などがあげられる。欠陥の見落としについては、熟練するに従って少なくなる面もあるが、撮影技術が低いために、透過写真の像質が悪く、かなり熟練していても欠陥が欠陥でないか判断に苦しむ場合も少なくない。

同一の溶接部について、像質の良い透過写真を撮影して、適正な観察を行えば、この点は改善されることは明らかである。しかし、良い像質の透過写真では微細な欠陥まで明瞭に認められるため、これを全部欠陥として取り扱おうと、溶接部の等級が下がるという不合理が生じる場合も起こる。

このため、合理的な結果が得られるように、規格を解釈する必要がある。判定小委員会で「溶接部放射線透過写真等級分類方法」を定め、その中で欠陥点数に算出しない欠陥の大きさを、各母材の厚さの区分に応じて決め、等級分類用ゲージの改良も行った。

しかし、当時は撮影技術が低く、透過写真の像質が悪いものも多数あり、等級分類できない透過写真が少なくない状態であった。そのため、撮影作業を専門としている検査会社の技術向上を図ることがまず必要と判断された。

#### (2) 検査会社の認定

1965（昭和40）年1月に「放射線透過写真撮影事業者技術認定規則」を制定し、撮影技術者の技量認定試験を実施した。これによって、会社の設備なども審査し、撮影技術者の試験結果と合わせて、当協会は同年12月に当協会の認定事業者の第1号を与えた。その後、撮影技術者の講習会が実施され、1967（昭和42）年7月には2社が認定されて3社となった。

1967（昭和42）年10月に、技術認定制度の改正と、新たに撮影技術だけでなく、放射線検査全般の技術認定をする必要性から、規則を改めて「X線透過写真撮影事業者技術認定規則」を制定し、3事業者については、新制度の認定に切り替えた。

1968（昭和43）年6月にはJIS Z 3104「鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」が制定され、前述の算定しない欠陥の思想はJISに盛り込まれた。RAC認定会社の技術者を対象として、新しいJISを中心とした講習会も実施された。

検査会社の認定については、その必要性あるいは重要性が一部では認識されながらも、発展することなく、1969（昭和44）年10月に1社増加して4社を数えるのみであった。

#### (3) 溶接検査委員会の発足及びCIW認定

1969（昭和44）年度で「放射線検査委員会」は発展的解消を遂げ、1970（昭和45）年度から溶接検査委員会（Commission of Inspection for Welds、略称「CIW」）として発足し、委員長は手塚敬三、

副委員長は三上博と変わった。事業の内容を、溶接部の放射線検査から「溶接部の非破壊検査」と拡大することとした。メンバーに判定小委員会から2名が委員として加わり、さらに1971（昭和46）年1月から2名が加えられた。

1972（昭和47）年6月に委員長及び副委員長の交代があり、3代目の委員長には三上博、副委員長には多田美朝が就任した。

CIWは放射線透過試験技術講習会を開催し、認定会社の主任技術者及び撮影技術者の技術向上に努力した。

一方、CIWは、放射線透過試験以外の超音波探傷試験、磁気・浸透探傷試験及びひずみ測定の4部門に認定内容を拡大するための新しい認定制度を検討した。

1973（昭和48）年7月に、当協会の会員会社の非破壊検査の実態を把握するために、検査会社利用に関するアンケート調査を行い、その集計結果をまとめた。同年10月に「非破壊検査事業者技術認定規則」及び「同細則」を制定し、同年11月に官公庁、需要者、製造会社などの関係者を集め、アンケート調査集計資料の発表を含めて、新制度の普及のための説明懇談会を開催した。

一方、（財）工業開発研究所が中立機関としてTAB機構を発表し、具体的な試験作業にCIW認定会社を使うという動きがあり、検査会社の認定についての世間の認識が高まるにつれ、CIWは1974（昭和49）年8月には2社を、同年10月には11社を、さらに12月に1社を加えて、14社の事業者を認定した。なお、同年には各専門部門の担当委員としてメンバーの増強が行われ、5委員が加わった。

新しい認定制度で認定された14社は、当時の認定制度に定められている技術者の人員構成に関して、暫定措置による認定であり、3年間の間には正規の認定を取得するように要望されていた。その後、新制度による正規の認定も続けられ、1975（昭和50）年8月には2社が、さらに1977（昭和52）年3月に1社が認定を受け、正規認定5社と暫定認定14社、合計19社の認定事業者が誕生した。

## 4.2 WES 8701の制定とその後の認定及びCIWの活動

### 4.2.1 WES 8701の制定

以前より、上記CIW認定の種別基準をWESにするための審議が重ねられ、1977(昭和52)年1月1日にWES 8701「溶接構造物非破壊検査事業者の技術種別基準」が制定された。これを受けて、認定規則及び認定細則の改正を同年9月に行い、認定事業者の種別の切替えを同年10月に19社に対して行った。

認定事業者も増加し、制度もWESとしてオーソライズされたことと、溶接検査委員会の当初の事業目的の一つであった溶接部の検査技術の研究に関する業務が認定業務に追われて、ほとんど手つかずの状態であるところから、認定業務のみを行う認定委員会の設立準備が1977(昭和52)年度より始められ、1978(昭和53)年度から検査事業者の認定業務を溶接検査認定委員会(Certification for Inspection of Welds、略称「CIW」)が行うこととなった。構成は委員長は木原博、副委員長は仙田富男、監事：秋田好雄、以下11名である。

新しいWESに基づく認定規則による認定事業者も、主任技術者のすべてが、正規の主任技術者試験に合格していない状態であったが、切替え手続きの簡素化を図るため、毎年4月と10月に認定をまとめることとし、1977(昭和52)年10月には主任技術者試験を後日行うこととして、とりあえず認定の切替え作業を行った。

1978(昭和53)年1月に新認定制度と、その切替え方法及び主任技術者試験の実施などについて、東京、大阪、広島、北九州の4地区で認定検査事業者及び希望事業者に対して説明会を行った。新しく認定申請のあった6社を含め、19社の受験対象者に対して、1978(昭和53)年2月に主任技術者試験を、東京、大阪、広島、北九州の各地区で一次試験(筆記試験)を同時に行った。引き続いて二次試験(面接試験)を各地区で順次行った。

試験の結果及び書面審査の結果、5社がWES基準を満足すると認められ、認定事業者は合計24社となった。さらに、同年10月に1社、1979(昭和54)年には5社がそれぞれ認定されて30社になった。

1980(昭和55)年3月に、総合的非破壊検査技術の必要性から、溶接構造物の検査について総括的な責任を負える主任検査技術者を新たに設けるWES 8701への改正を行った。

### 4.2.2 CIWの活動

#### (1) 通信教育の発足及び技術研修会

認定事業者の技術を向上させるためには、技量認定に合格した技術者を多数揃えることが必要である。CIWの認定における技術者の技量認定は、(社)日本非破壊検査協会(以下「JSNDI」と略す)で実施している非破壊検査技術者技量認定規程による資格及び(社)軽金属溶接構造協会がJIS Z 3861に基づいて実施しているB種の資格を制度として採用している。

主任技術者はJSNDIの各技術部門の1級技術者に対して、さらに当協会が溶接概論及び溶接部の非破壊検査に関する知識について、主任技術者試験を行って適格者に資格を与えている。

認定事業者又は認定を受けようとする事業者においては、主任技術者試験を受験するためのJSNDIの1級技術者が必ずしも多くはならず、1級の試験に合格するための社内教育も各社では十分に行えない状態である。そのため、当委員会では1コース18週とスクーリング並びに修了試験の1日からなる通信教育を、JSNDIの1級を受験する技術者に対して行うことを検討した。

1978(昭和53)年6月より放射線透過試験部門のAコース(基礎)からスタートし、そのコースの修了者を1978(昭和53)年12月からのBコース(上級)に進ませた。この12月からは、磁粉探傷試験部門のAコースもスタートした。続いて、1979(昭和54)年5月からは磁粉探傷試験部門のBコース及び超音波探傷試験部門のAコースがスタートし、先の放射線透過試験部門のA、Bコースと合わせて5コースが行われた。さらに、超音波探傷試験部門のBコース、浸透探傷試験部門のA、Bコースもスタートさせた。

これら通信教育は着実に成果を上げ、コースの

修了者からJSNDIの1級試験合格者を多数誕生させた。

1986(昭和61)年度からは、A、Bコースにまとめて1コースにする方法に変更したが、その後受講の希望者がなくなり、休講となった。

また、業界においては、日進月歩の新技術を利用して、最も信頼できる検査を行うため、一度資格を与えた技術者に対しても、常に新しい技術についての研修を行うことが必要であった。そこで、1979(昭和54)年1月に東京、大阪、広島、北九州の4地区で、同年5月には大阪、北九州の2地区で技術研修会を開催した。

#### (2) CIW 認定制度の官公庁仕様書等への適用

1978(昭和53)年には東京都建築工事標準仕様書に「内部欠陥の検査は、原則としてWES 8701で認定を受けた事業者に所属する技術者によって行う」と記載された。ついで、1985(昭和60)年には住宅・都市整備公団工事共通仕様書にも記載されるようになった。さらに、構造物第三者検査機関協会も指定検査会社をCIW認定会社の中から選出している。

また、近年においては大手設計事務所やゼネコンの設計図書に鉄骨の溶接部の検査において検査を実施する事業者として、CIWの超音波探傷検査(UT)部門の認定を取得していることが、盛り込まれているケースが多くなっている。

#### (3) CIW 手帳及びCIW 通信の発行

1981(昭和56)年4月に登録技術者全員に携行させるべく、CIW手帳を発行した(写真4.1参

照)。最初のものは能率手帳と同じサイズであったが、縮小率が高すぎて読みにくいため、次年度からはB6判と大きくした。内容は関係規格、規則、認定事業者の一覧、各社の内容、登録者の名簿、主任技術者の試験問題などであった。

CIW認定は各年度とも4月と10月の2回実施しているが、4月の状況については完全に収録し、10月の状況については変更分のみを補遺の形で出した。しかし、認定事業者も増え、登録者の移動も激しいため、編集に手間がかかる点と経費の面から、1986(昭和61)年10月以降はコンピュータから打ち出した原稿を中心に作成した登録技術者名簿の発行となった。

手帳に代わるものとして、1986(昭和61)年秋から「CIW通信」の発行が企画され、登録技術者が必要な技術情報、登録技術者の各種統計などを年4回発行することとして、1987(昭和62)年1月にVol.1, No.1号を刊行した。編集委員長は江端誠で、最初はCIW運営委員のみで編集していた。

#### (4) CIW 検査事業者協議会

1982(昭和57)年10月に認定事業者38社が、業者間の懇親を目的として「溶接検査事業者懇談会(溶接懇)」を発足させた。その後、1991(平成3)年に「CIW認定事業者協議会(CIW協議会)」と改称し、事業者間の技術の向上、地位の向上と認定事業者の利用の拡大及び制度の普及活動を積極的に行っている。

特に1990(平成2)年に「溶接事業者倫理綱領」を制定して、1991(平成3)年には学識経験者・関係官公庁の委員も含めた「倫理委員会」を設置して、第三者性のある検査会社を目指して活動を行っている。なお、この倫理委員会にはCIWの運営委員及び担当事務局員がオブザーバとして出席している。

「認定」という字句が協会側の団体と誤解される場合があるところから、1994(平成6)年から「CIW検査事業者協議会(CIW協議会)」と現在の名称に改めた。東日本地区、関西地区、西日本地区の3地区に分かれて活動しているが、春秋2回の総会を開催している。

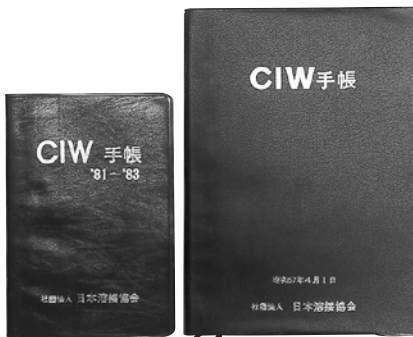


写真 4.1 発行された CIW 手帳  
( '81 ~ '83 版及び '82 版 )

## 4.3 1988(昭和63)年以降のCIWの発展

### 4.3.1 仙田体制から藤田体制への移行

1988(昭和63)年の6月、CIWの副委員長、運営委員長であった仙田富男が64才の生涯を閉じた。CIWの委員長は協会長であるから、初代の木原博亡き後、2代目は1984(昭和59)年から小林卓郎であったが、運営委員長には仙田富男に代わり、副会長の藤田譲が就任した。CIWの運営は仙田体制から藤田体制に移行した。CIWの認定制度は仙田体制において、その基盤を固められ、藤田体制において急速な発展を遂げた。

CIW認定事業者は同年4月の時点で42社になっていたが、CIWの認定制度をもっと発展させ、認定事業者の地位の向上を図るためには、官公庁などの共通仕様書に指定してもらう必要がある。そのためには、日本中どこでもCIWの認定事業者が存在している状況にすることが必須条件となる。

認定を取るためのネックになっている原因の一つに、一つの技術部門について、主任試験技術者が2名必要とする点があった。比較的小規模な検査会社では、主任試験技術者の受験資格であるJSNDIの3種技術者の人数が少なく、認定の最低ランクのD種が取得できない悩みがあった。

認定事業者の数を増やして、日本中のすべての県に存在するようにするためには、小規模な検査会社でも認定が取得できるようにWESを改正する必要があったとの結論になった。

### 4.3.2 WES 8701の改正及び諸規則の整備

1990(平成2)年4月に、D種の下に主任試験技術者が1名のE種を設けたWES 8701の改正を10年振りに行った。この改正では規則の表題を「溶接構造物非破壊検査事業者等の技術種別基準」と改め、ファブリケータの検査部門も参加できるように、検査事業者の後に「等」を追加した。

改正内容はE種の新設のほか、設備及び機器の見直し、試験技術者の登録資格をJSNDIの技量認定規程の改正に伴って変更した。また、資格の有効期間を長くして、受験間隔を従来の3年から6

年に改めた。

また、1978(昭和53)年3月には協会の他の規則と整合させるために「溶接検査認定委員会規則」、「運営委員会内規」などの整備を行ったが、「非破壊検査事業者の技術認定実施規則」(以下「認定実施規則」という)は、その後1991(平成3)年3月に制定された。

1990(平成2)年度から、CIWの委員長は小林会長から藤田会長に代わり、運営委員長も藤田会長、副委員長に秋園幸一が就任した。

1992(平成4)年4月には、WES 8701をさらに改正した。2章の審査項目に「品質保証体制等その他必要と認められる項目」を追加し、7章の設備及び機器の基準については従来の表を外し、認定実施規則に示す設備及び機器を有することとし、8章に品質保証体制の基準を新設した。1993(平成5)年3月には、この改正に伴う認定実施規則の改正を、さらに1995(平成7)年5月には諸費用についての改正を行った。

### 4.3.3 1988(平成元)年以降のCIWの活動

1990(平成2)年7月には、藤田体制での溶接検査認定委員会の組織の見直しが行われた。認定委員会の下の運営委員会の下に、試験委員会(委員長:秋園幸一、副委員長:加藤光昭)、研究・教育委員会(委員長:秋園幸一、副委員長:大岡紀一)及びCIW通信編集委員会(委員長:江端誠)を設け、運営委員会と3委員会の間には運営委員会幹事会(幹事長:松山格)を置いた。

CIW通信編集委員会は新規に設置された委員会で、格上げすることによって内容を一層充実させた。すなわち、CIW認定制度を広く普及させようという意図である。

研究・教育委員会においては、主任技術者用のCIWテキスト「溶接構造物の検査・1989」の改訂作業を進めて、1994(平成6)年に改訂版を完成させた(写真4.2)。試験委員会では試験問題の見直し、二次試験のあり方などの検討が行われた。

1990(平成2)年10月にはCIWのシンボルマー

クを制定し、シールプレスを製作して、認定事業者の検査成績書などに押印することとした。

1991(平成3)年5月には、読売新聞の紙上に不良鉄骨問題が掲載され、CIW認定会社の2社が関連していた事件が発生し、CIW協議会の倫理委員会の上申書に従って、運営委員会に調査委員会を開いて、2社に警告を与えた。2社は自発的に認定を返上した。同年10月には建築鉄骨の検査業務実態調査を78社の認定事業者に対して行い、61社からの回答を得て実態の把握に有効であった。

1992(平成4)年1月から、CIW通信はRUMPES(ランプス)と改称した。1992(平成4)年4月にはCIW認定制度に関する案内パンフレットをランプス編集委員会において作成し、制度の普及のために広く頒布した。CIW協議会では「受入れ検査」倫理綱領及び同運用規則を制定したので、同パンフレットにも掲載した。

同年9月には、建設省住宅局建築指導課長通達第349号「鉄骨造建築物等の品質適正化について」が出された。これにより、鉄骨建築物の受入れ検査報告書は、監理者が検査会社に直接依頼を出すことが明確となり、CIW認定の重要性が高まることとなった。

同年10月には「建築鉄骨検査報告書」のフォーマットが、CIW研究・教育委員会の検査報告書フォーマット検討WG(主査大岡紀一)の努力により完成したので、その説明会を開催して普及を図った。

同年11月には、産報出版の「検査機器ニュース」誌は、認定事業者に対して、「建築鉄骨検査業務実態調査アンケート」と題する調査を実施した。91社のうち64社の回答を得た。1991(平成3)年の調査同様、この結果は実態の把握に有効な資料となった。

1993(平成5)年10月8日、CIW設立30周年記念式典及び祝賀会が浜松町の世界貿易センタービル内の東京会館において、関係者を集めて盛大に開催された(写真4.3参照)。

E種の新設によって、特にUT部門の小規模な検査会社の増加が目覚ましく、1993(平成5)年10月には認定会社は100社を超えて102社となった。また、1994(平成6)年10月には待望の全国都道府県に認定事業者を配ることができた。

1994(平成6)年8月には、CIW協議会が「建

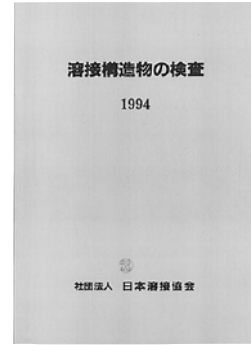


写真4.2 主任技術者用のCIWテキスト  
(1994(平成6)年改訂版)

築鉄骨溶接部検査の外観検査マニュアル」を発行した。

1995(平成7)年1月の阪神・淡路大震災によって、構造物の安全性に世間の関心が高まり、溶接部の検査の重要性を認識する結果となった。同年11月には「鋼構造ジャーナル」誌の「不正検査の内部告発」の記事に関連して、受入れ検査と社内検査のあり方について、藤田委員長が各認定事業者に対して要望書と実情調査のためのアンケートを送付した。

1996(平成8)年4月には、前回好評を博したPR用のパンフレット「CIW検査事業者認定制度のご案内」を、ランプス編集委員会において発行した。これは、協会とCIW協議会との合同の作成WGで編集され、両者の連名となっている(写真4.4;次ページ参照)。ここには、建築鉄骨溶接部検査とCIW認定制度のかかわりをアピールし、CIW認定検査会社が日本全国をカバーしていることが強調されている。

同年5月の運営委員会では、認定証書の記載事項、業務確認の調査表の見直し、認定の継続・更



写真4.3 CIW設立30周年記念式典



写真 4.4 「CIW 検査事業者認定制度のご案内」



写真 4.5 「建築鉄骨外観検査の手引き」

新などの懸案事項についての検討が行われた。同年8月にはCIW協議会が建築鉄骨溶接技量検定協議会などと協力して「建築鉄骨外観検査の手引き」を発行した（写真4.5参照）。

1997（平成9）年10月16日には、CIW検査事業者協議会創立15周年記念式典及び祝賀会が、CIW30周年と同じく東京会館で盛大に開催された（写真4.6参照）。

住宅・都市整備公団の「工事共通仕様書」（1997（平成9）年版）の鉄筋ガス圧接部検査において、外観検査と超音波探傷検査の実施が規定され、検査を実施する業者は第三者機関でCIW認定事業者であることが記載された。1998（平成10）年3月には、CIW協議会がポケットサイズの「建築鉄骨溶接部の外観検査ハンドブック」を刊行した。

1998（平成10）年度から、認定委員会の副委員長及び運営委員会の委員長は、秋園幸一に代わって加藤光昭が就任した。また、研究・教育委員長は1996（平成8）年度から大岡紀一に代わって

たが、試験委員長は1996（平成8）年度からの加藤光昭に代わって、星川洋が就任した。

同年6月には建築基準法が48年振りに改正され、建築確認・検査の民間開放が盛り込まれた。CIW認定は、1998（平成10）年10月現在では159社が認定を取得している。

#### 4.3.4 「CIW通信」及び「ランプス」の果たした役割

前述のように、CIW通信は協会と認定事業者とを結ぶパイプ役だけでなく、CIW認定制度を広く内外に知らしめる目的がある。CIW認定会社の声を従来以上に紙面に反映させるため、1990（平成2）年度から編集委員会に認定会社からの編集委員が参加した。1992（平成4）年1月のVol.6, No.1から「ランプス」と改称し、Winter, Spring, Summer 及び Autumn の4冊を発行している（写真4.7参照）。

Vol.5, No.1（1991）では非破壊検査事業者認定

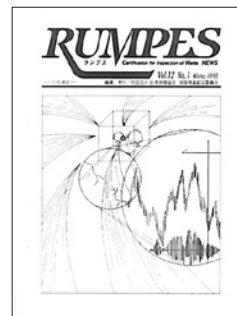
写真 4.6 CIW 検査事業者協議会  
創立 15 周年記念式祝賀会

写真 4.7 CIW 通信「ランプス」Vol.12, No.1, 1998

制度25周年記念特集号として、座談会「非破壊検査事業者の役割と非破壊検査技術の将来」を、Vol.7, No.3 (1993)では認定30周年特集号として、座談会「認定委員会30年と今後の課題」を掲載して制度の普及に貢献した。また、同号に掲載された「写真で見るCIWの30年」は古い人々には懐かしく、新しい人々には自分達の先人の歴史を知ることで有意義であった。

Vol.9, No.1 (1994)では「'94国際非破壊検査展」の会場でのパネルディスカッション「非破壊検査の進歩と課題」を、Vol.11, No.1 (1997)では新春特別座談会として、認定会社の6名の技術者を中心に「検査業界の将来と抱負」を企画し、現場の声が読者に共感を与えた。

また、Vol.11, No.3に投稿された読売新聞・谷川記者の「建築に携わるすべての人に問う」は、関係者の一人として厳粛に受け止めた。

Vol.12, No.1 (1998)からランプスはA4判に改まり、表紙のデザインは公募したところ中学生の

作品が選ばれた。また、この号から広告を掲載することとなった。

新企画として連載教育講座が始まり、第1回、第1話「金属-接合との出会い」から、Vol.12, No.4の第4回、第6話「金属の強さの謎」まで荒川敬弘が執筆した。

以上の特集記事以外にも技術解説、トピックス、各社の社員教育、新製品紹介、試験問題の解説など有益な情報のほかに、趣味豊かな仲間の随想も読者を楽しませてくれて、協会と認定会社のパイプの役割を十分に果たしている。

また、Vol.10, No.3 (1996)の「宇宙少年からUT技術者、そして政治家へ」と題した、斎藤鉄夫衆議院議員の特別寄稿、Vol.12.No.1(1998)の「高速原子炉“もんじゅ”のナトリウム漏洩事故」と題した森英介衆議院議員の投稿記事は、両議員のCIWに対する関心の高さを示すものとして特筆したい。

## 4.4 今後の活動予定

認定事業者数が150社を超えている現在において、認定した事業者の内容の変化に対するチェック体制を考える必要がある。認定を受けようとする事業者及び昇格の申請をした事業者に対して行っている業務確認を、種別の変更のない事業者に対しても、何年かごとには行うようにするか、それに代わる手段を考えるかを検討する必要がある。

また、現在159社中の59社(37%)を占めているE種事業者のレベル向上に対する対策を早急に

考えないと、CIW認定事業者全体の技術レベルを考えた場合に問題になることが予想される。さらに、ISO/IEC Guide 39(検査機関の容認に関する一般要求事項)などに関連して、検査事業者認証制度の立ち上げと現在のCIW認定制度のすり合わせについても、認定事業者の関心の高い問題と考える。

CIW認定事業者数の1977(昭和52)年以降の推移については、第14編「資料」(532ページ)を参照。